

追加型投信／海外／債券  
信託期間：2003年5月20日 から 無期限  
基準日：2025年3月31日  
決算日：毎月10日（休業日の場合翌営業日）  
回次コード：5806

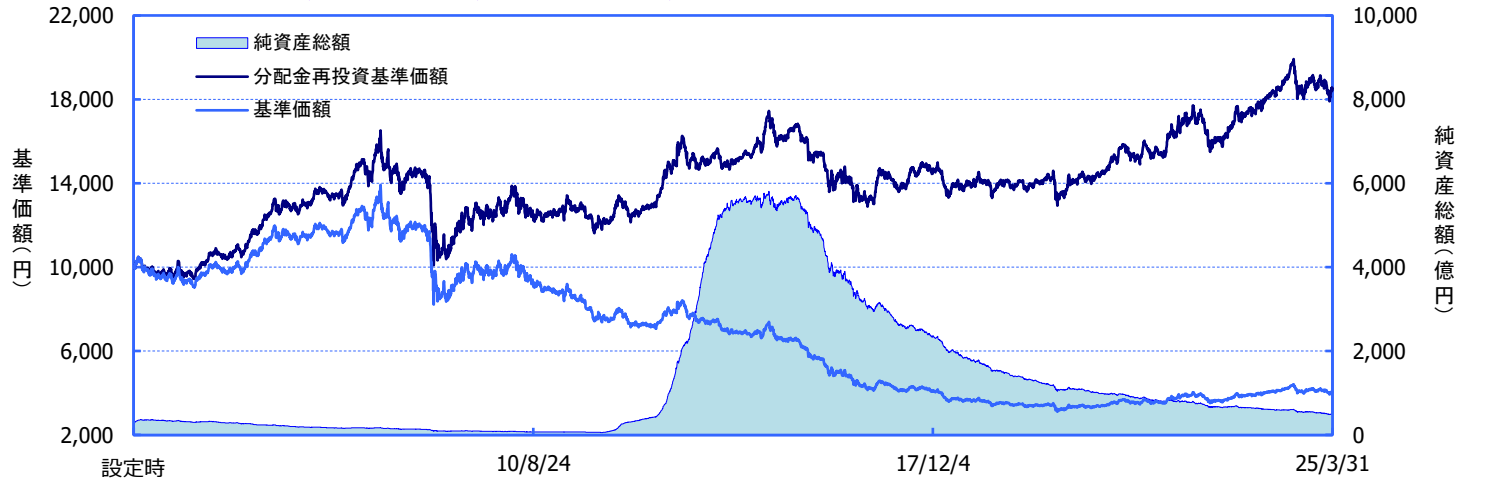
※過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

《基準価額・純資産の推移》

2025年3月31日現在

|       |         |
|-------|---------|
| 基準価額  | 4,044 円 |
| 純資産総額 | 495億円   |

当初設定日（2003年5月20日）～2025年3月31日



※「分配金再投資基準価額」は、分配金（税引前）を分配時にファンドへ再投資したものとみなして計算しています。  
※基準価額の計算において、運用管理費用（信託報酬）は控除しています（後述のファンドの費用をご覧ください）。

| 期間別騰落率 |         |         |
|--------|---------|---------|
| 期間     | ファンド    | カナダ・ドル  |
| 1カ月間   | +1.1 %  | +0.9 %  |
| 3カ月間   | -2.9 %  | -4.8 %  |
| 6カ月間   | +0.5 %  | -1.0 %  |
| 1年間    | -0.8 %  | -6.5 %  |
| 3年間    | +13.9 % | +6.8 %  |
| 5年間    | +38.3 % | +36.4 % |
| 年初来    | -2.9 %  | -4.8 %  |
| 設定来    | +84.3 % | +21.0 % |

※「期間別騰落率」の各計算期間は、基準日から過去に遡った期間とし、当該ファンドの「分配金再投資基準価額」を用いた騰落率を表しています。為替の騰落率は、わが国の対顧客電信売買相場の仲値を採用し、算出しています。  
※実際のファンドでは、課税条件によって投資者ごとの騰落率は異なります。また、換金時の費用・税金等は考慮していません。

| 基準価額の月次変動要因分解 |         |
|---------------|---------|
| 2025年3月末      | 4,044 円 |
| 2025年2月末      | 4,006 円 |
| 変動額           | 38 円    |
| 債券要因          | 12 円    |
| 為替要因          | 36 円    |
| 小計            | 48 円    |
| 分配金要因         | ▲5 円    |
| 運用管理費用要因等     | ▲5 円    |

※変動要因分解は、基準価額の変動要因の傾向を把握するために大和アセットマネジメントが日々のデータを基に簡便法により算出した概算値であり、実際の基準価額の変動を正確に説明するものではありません。運用管理費用要因等には、運用管理費用のほか、コスト等その他の要因が含まれることがあります。

| 《分配の推移》       |                          |            |
|---------------|--------------------------|------------|
| (1万口当たり、税引前)  |                          |            |
| 決算期(年/月)      | 分配金                      | 分配金支払後基準価額 |
| 第1～249期 合計:   | 10,450円                  |            |
| 第250期 (24/04) | 5円                       | 4,124円     |
| 第251期 (24/05) | 5円                       | 4,187円     |
| 第252期 (24/06) | 5円                       | 4,233円     |
| 第253期 (24/07) | 5円                       | 4,402円     |
| 第254期 (24/08) | 5円                       | 4,066円     |
| 第255期 (24/09) | 5円                       | 4,048円     |
| 第256期 (24/10) | 5円                       | 4,127円     |
| 第257期 (24/11) | 5円                       | 4,188円     |
| 第258期 (24/12) | 5円                       | 4,102円     |
| 第259期 (25/01) | 5円                       | 4,180円     |
| 第260期 (25/02) | 5円                       | 4,083円     |
| 第261期 (25/03) | 5円                       | 3,959円     |
| 分配金合計額        | 設定来：10,510円<br>直近12期：60円 |            |

※分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決めます。あらかじめ一定の額のお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。後述の当資料のお取り扱いにおけるご注意をよくお読みください。

設定・運用:

大和アセットマネジメント  
Daiwa Asset Management

商号等

大和アセットマネジメント株式会社  
金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第352号

加入協会

一般社団法人投資信託協会  
一般社団法人日本投資顧問業協会  
一般社団法人第二種金融商品取引業協会

| 資産別構成        |     |        |
|--------------|-----|--------|
| 資産           | 銘柄数 | 比率     |
| 外国債券         | 26  | 96.9%  |
| コール・ローン、その他※ |     | 3.1%   |
| 合計           | 26  | 100.0% |

※外貨キャッシュ、経過利息等を含みます。

| 債券 種別構成 |       | 合計96.9% |
|---------|-------|---------|
| 種別      | 比率    |         |
| 事業債     | 38.9% |         |
| 州債等     | 35.5% |         |
| 国債      | 19.7% |         |
| 政府機関債   | 2.8%  |         |

| 債券 ポートフォリオ特性値 |     |
|---------------|-----|
| 直接利回り(%)      | 3.0 |
| 最終利回り(%)      | 3.0 |
| 修正デュレーション     | 4.1 |
| 残存年数          | 4.5 |

※債券 ポートフォリオ特性値は、ファンドの組入債券等の各特性値(直接利回り、最終利回り等)を、その組入比率で加重平均したものです。  
 ※格付別構成については、当社所定の基準で採用した格付けを基準に算出しています。  
 ※債券 格付別構成の比率は、債券ポートフォリオに対するものです。

| 通貨別構成  |       | 合計100.0% |
|--------|-------|----------|
| 通貨     | 比率    |          |
| カナダ・ドル | 99.4% |          |
| 日本円    | 0.6%  |          |

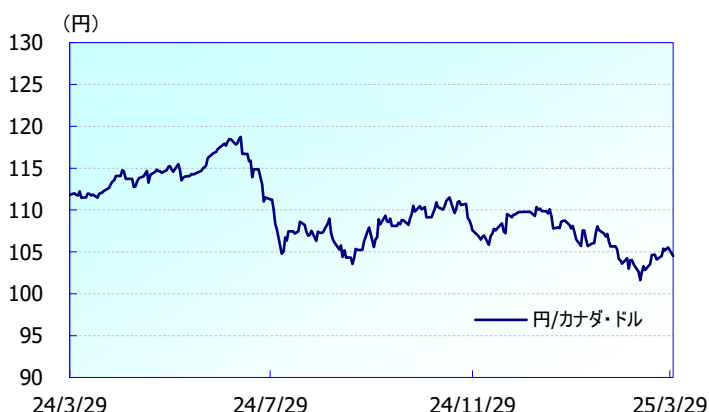
| 債券 格付別構成 |       | 合計100.0% |
|----------|-------|----------|
| 格付別      | 比率    |          |
| AAA      | 42.2% |          |
| AA       | 57.8% |          |
| A        | ---   |          |
| BBB      | ---   |          |
| BB以下     | ---   |          |

| 組入上位10銘柄                                 |        |       |            |      | 合計62.1% |
|------------------------------------------|--------|-------|------------|------|---------|
| 銘柄名                                      | 通貨     | 利率(%) | 償還日        | 比率   |         |
| NEW YORK LIFE GLOBAL FUNDING             | カナダ・ドル | 2     | 2028/04/17 | 7.9% |         |
| ONTARIO PROVINCE                         | カナダ・ドル | 3.75  | 2032/06/02 | 7.6% |         |
| Canadian Imperial Bank of Commerce/Canad | カナダ・ドル | 3.3   | 2025/05/26 | 7.3% |         |
| CANADIAN GOVERNMENT BOND                 | カナダ・ドル | 2     | 2032/06/01 | 7.1% |         |
| ONTARIO PROVINCE                         | カナダ・ドル | 2.9   | 2028/06/02 | 6.9% |         |
| TORONTO-DOMINION BANK/THE                | カナダ・ドル | 4.516 | 2027/01/29 | 6.7% |         |
| Province of Quebec Canada                | カナダ・ドル | 1.9   | 2030/09/01 | 5.4% |         |
| METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I       | カナダ・ドル | 5.18  | 2026/06/15 | 5.0% |         |
| PROVINCE OF ALBERTA CANADA               | カナダ・ドル | 1.65  | 2031/06/01 | 4.2% |         |
| METROPOLITAN LIFE GLOBAL FUNDING I       | カナダ・ドル | 3.394 | 2030/04/09 | 4.1% |         |

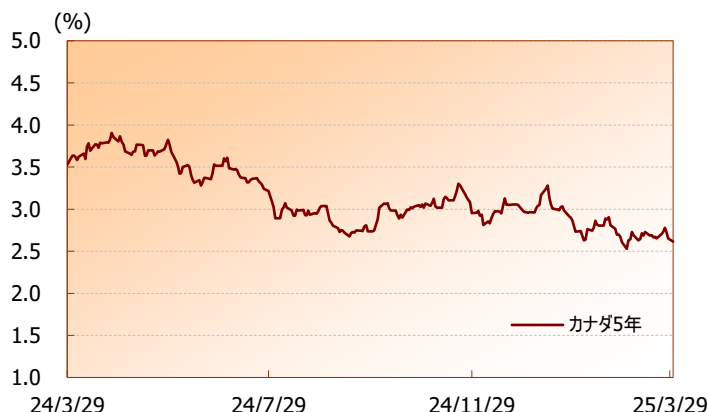
《参考》為替と金利の動き(過去1年間)

(2024年3月29日～2025年3月31日)

#### 為替の推移



#### 5年国債利回り



(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

《参考》為替と金利の動き(過去5年間)

(2020年3月31日～2025年3月31日)

#### 為替の推移



#### 5年国債利回り



(出所)ブルームバーグ、大和アセットマネジメント

《分配金の計算過程(1万口当たり、税引前)》

(単位:円、1万口当たり・税引前)

|       |                   | 配当等収益           |         | 有価証券売買等損益                 |        | 分配準備<br>積立金③ | 収 益<br>調整金④ | 分配対象額<br>(分配金支払い前)<br>①+②+③+④ | 分配金 | 分配金支払い後<br>基準価額 |
|-------|-------------------|-----------------|---------|---------------------------|--------|--------------|-------------|-------------------------------|-----|-----------------|
|       |                   | 経費控除後<br>配当等収益① |         | 経費控除後・<br>繰越欠損補填後<br>売買益② |        |              |             |                               |     |                 |
| 第250期 | 24/4/10<br>分配金内訳  | 10              | 9<br>5  | 83                        | 0<br>0 | 70<br>0      | 85<br>0     | 164                           | 5   | 4,124           |
| 第251期 | 24/5/10<br>分配金内訳  | 10              | 9<br>5  | 63                        | 0<br>0 | 75<br>0      | 85<br>0     | 169                           | 5   | 4,187           |
| 第252期 | 24/6/10<br>分配金内訳  | 11              | 10<br>5 | 46                        | 0<br>0 | 79<br>0      | 85<br>0     | 173                           | 5   | 4,233           |
| 第253期 | 24/7/10<br>分配金内訳  | 11              | 11<br>5 | 167                       | 0<br>0 | 83<br>0      | 85<br>0     | 179                           | 5   | 4,402           |
| 第254期 | 24/8/13<br>分配金内訳  | 12              | 6<br>5  | △ 337                     | 0<br>0 | 89<br>0      | 85<br>0     | 180                           | 5   | 4,066           |
| 第255期 | 24/9/10<br>分配金内訳  | 9               | 5<br>5  | △ 17                      | 0<br>0 | 90<br>0      | 85<br>0     | 180                           | 5   | 4,048           |
| 第256期 | 24/10/10<br>分配金内訳 | 10              | 9<br>5  | 79                        | 0<br>0 | 90<br>0      | 85<br>0     | 184                           | 5   | 4,127           |
| 第257期 | 24/11/11<br>分配金内訳 | 11              | 10<br>5 | 60                        | 0<br>0 | 94<br>0      | 85<br>0     | 189                           | 5   | 4,188           |
| 第258期 | 24/12/10<br>分配金内訳 | 10              | 5<br>5  | △ 86                      | 0<br>0 | 99<br>0      | 85<br>0     | 190                           | 5   | 4,102           |
| 第259期 | 25/1/10<br>分配金内訳  | 11              | 10<br>5 | 77                        | 0<br>0 | 99<br>0      | 85<br>0     | 195                           | 5   | 4,180           |
| 第260期 | 25/2/10<br>分配金内訳  | 10              | 6<br>5  | △ 98                      | 0<br>0 | 105<br>0     | 85<br>0     | 195                           | 5   | 4,083           |
| 第261期 | 25/3/10<br>分配金内訳  | 9               | 5<br>5  | △ 124                     | 0<br>0 | 105<br>0     | 85<br>0     | 195                           | 5   | 3,959           |

※ 上記データは過去の実績を示したものであり、将来の運用成果を示唆・保証するものではありません。

※ 円未満は四捨五入しています。下段の数値は、分配金の内訳です。

※ 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

■ 分配準備積立金---期中の配当等収益や有価証券売買益などのうち、当期の分配金に充当しなかった部分は、分配準備金として積立てます。分配準備積立金は、次期以降の分配金に充当することができます。

■ 収益調整金---追加型の投資信託において、追加設定が行なわれることによる既存投資者への分配対象額の希薄化を防ぐために設けられた勘定です。

配当等収益と分配金について

当ファンドの直近決算（第261期、2025/3/10）における分配金は5円（1万口当たり、税引前）としております。上の表にある通り、直近決算の期中に得られる経費控除後の配当等収益は5円となっています。また、分配対象額は、分配金支払い前で195円となっています。

当ファンドでは、継続的な分配を行うことを目標に分配金を決定していますが、分配金は分配対象額の水準、配当等収益の水準、基準価額の水準、市場環境等を総合的に勘案して決算の都度、決定していますので、現在の分配金の水準を維持できない、または分配金が支払われない場合もあります。

## 【投資環境】

### 債券市場：カナダの金利は年限によりまちまちな展開

カナダ債券市場では金利は年限によりまちまちな展開となりました。短期年限では、カナダ銀行（中央銀行）が追加利下げを行うとの期待が高まったことなどから、金利は低下しました。長期年限では、関税政策をめぐる不透明感やインフレ懸念などで米国金利が上昇したことに連れ、カナダの金利も上昇しました。なお、カナダ銀行は市場予想通り、政策金利の引き下げを決定しました。

### 為替市場：カナダ・ドルは対円で上昇

カナダ・ドルは対円で上昇しました。カナダ銀行は政策金利の引き下げを決定したものの、今後の利下げについて慎重な姿勢を示したことなどからカナダ・ドル円は上昇しました。また、日銀が利上げの実施を見送ったことも円安要因となりました。

## 【ファンドの運用状況】

### 月間の動き

カナダ・ドルの対円為替レートが上昇（円安）したことが基準価額の上昇要因となりました。

### 運用のポイント

修正デュレーション（金利リスクを表す指標）については、4年前半で運用しました。また、国債よりも利回りが高く、信用力や流動性は国債に準じる州債（カナダ各州が発行する債券）や、相対的に信用力が高く利回り面でも国債や州債より魅力的な事業債をポートフォリオの中心としました。

## 【今後の展望・運用方針】

### 債券市場：金利は横ばい圏での推移を見込むも、米貿易政策の動向に注意

これまでの利下げにより、カナダの政策金利は景気にとって中立的と考えられる水準まで低下しています。カナダ銀行は今後、経済データを見極めつつ慎重に政策判断を行うとみられ、金利は横ばい圏での推移となると予想します。ただし、米国による関税政策の動向によってはカナダ経済への負の影響が懸念されるため、今後の動向に注視が必要と考えています。

### 為替市場：カナダ・ドル円は米貿易政策の動向をにらみ上下

これまでカナダ銀行が行ってきた利下げにより、カナダ経済は緩やかながらも回復が見込まれており、さらなる下落圧力は限定的と想定されます。しかし、米国の関税政策の動向やカナダ経済への影響に対する市場参加者の各種思惑などから、カナダ・ドル円は上下に振れやすい展開が続くと予想します。

### 運用方針

カナダの金利は横ばい圏での推移を見込むことから、修正デュレーションは現状の水準程度で運用する方針です。また、ポートフォリオ全体の利回りを高めるため、州債・事業債を中心としたポートフォリオを維持します。ただし、経済状況や原油価格の変動による影響度合いは州や企業ごとに異なってくるとみられることから、財務状況等を注意深く分析し、投資する銘柄の選択を行っていく方針です。

| カナダ・ドル上昇要因                                                                                              | カナダ・ドル下落要因                                                                                              |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の上振れ</li> <li>● リスク選好度の強まり</li> <li>● 利下げ期待の弱まり</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の下振れ</li> <li>● リスク回避の強まり</li> <li>● 利下げ期待の強まり</li> </ul>  |
| 債券価格上昇要因（金利低下要因）                                                                                        | 債券価格下落要因（金利上昇要因）                                                                                        |
| <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の下振れ</li> <li>● リスク回避の強まり</li> <li>● 利下げ期待の強まり</li> </ul>  | <ul style="list-style-type: none"> <li>● 経済指標の上振れ</li> <li>● リスク選好度の強まり</li> <li>● 利下げ期待の弱まり</li> </ul> |



## 《ファンドの目的・特色》

### ファンドの目的

- ・カナダ・ドル建ての公社債等に投資し、安定した収益の確保および信託財産の着実な成長をめざします。

### ファンドの特色

- ・カナダ・ドル建ての公社債等（※）に投資します。
  - （※）「公社債等」には、コマーシャル・ペーパー等の短期金融商品を含みます。
- ・投資対象の公社債等の格付けは、取得時において A A 格相当以上※とすることを基本とします。
  - ※ムーディーズで Aa3 以上または S&P で AA－以上
- ・毎月 10 日（休業日の場合翌営業日）に決算を行ない、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。

## 《投資リスク》

- 当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではなく、これを割込むことがあります。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。**基準価額の主な変動要因は、以下のとおりです。

|                             |                                                                                                                                                                                 |
|-----------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 公社債の価格変動<br>(価格変動リスク・信用リスク) | 公社債の価格は、一般に金利が低下した場合には上昇し、金利が上昇した場合には下落します。また、公社債の価格は、発行体の信用状況によっても変動します。特に、発行体が債務不履行を発生させた場合、またはその可能性が予想される場合には、公社債の価格は下落します。組入公社債の価格が下落した場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。 |
| 為替変動リスク                     | 外貨建資産については、資産自体の価格変動のほか、当該外貨の円に対する為替レートの変動の影響を受けます。組入外貨建資産について、当該外貨の為替レートが円高方向に進んだ場合には、基準価額が下落する要因となり、投資元本を割込むことがあります。                                                          |
| カントリー・リスク                   | 投資対象国・地域において、政治・経済情勢の変化等により市場に混乱が生じた場合、または取引に対して新たな規制が設けられた場合には、基準価額が予想外に下落したり、方針に沿った運用が困難となることがあります。                                                                           |
| その他                         | 解約資金を手当てするため組入証券を売却する際、市場規模や市場動向によっては市場実勢を押下げ、当初期待される価格で売却できないこともあります。この場合、基準価額が下落する要因となります。                                                                                    |

※基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

### その他の留意点

- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第 37 条の 6 の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。
- 当ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止となる可能性、換金代金のお支払いが遅延する可能性があります。

投資者が直接的に負担する費用

|         | 料率等                                      | 費用の内容                                  |
|---------|------------------------------------------|----------------------------------------|
| 購入時手数料  | 販売会社が別に定める率<br>(上限) <u>2.2% (税抜2.0%)</u> | 購入時の商品説明または商品情報の提供、投資情報の提供、取引執行等の対価です。 |
| 信託財産留保額 | ありません。                                   | —                                      |

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

|                  | 料率等                                 | 費用の内容                                                                     |                                                    |                             |
|------------------|-------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------|-----------------------------|
| 運用管理費用<br>(信託報酬) | <u>年率1.375%</u><br><u>(税抜1.25%)</u> | 運用管理費用の総額は、日々の信託財産の純資産総額に対して左記の率を乗じて得た額とします。運用管理費用は、毎日計上され日々の基準価額に反映されます。 |                                                    |                             |
|                  | 配分については、<br>下記参照                    | 委託会社                                                                      | ファンドの運用と調査、受託会社への運用指図、基準価額の計算、目論見書・運用報告書の作成等の対価です。 |                             |
|                  |                                     | 販売会社                                                                      | 運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供等の対価です。         |                             |
|                  |                                     | 受託会社                                                                      | 運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価です。                         |                             |
|                  |                                     | <運用管理費用の配分><br>(税抜) (注1)                                                  | 委託会社                                               | 販売会社<br>(各販売会社の取扱純資産総額に応じて) |
|                  | 300億円未満の場合                          | 販売会社および<br>受託会社への<br>配分を除いた額                                              | 年率0.70%                                            | 年率0.05%                     |
|                  | 300億円以上<br>1,000億円未満の場合             |                                                                           | 年率0.75%                                            |                             |
|                  | 1,000億円以上の場合                        |                                                                           | 年率0.80%                                            |                             |
| その他の費用・<br>手数料   | (注2)                                | 監査報酬、有価証券売買時の売買委託手数料、先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合の費用等を信託財産でご負担いただきます。 |                                                    |                             |

(注1)「運用管理費用の配分」には、別途消費税率を乗じた額がかかります。

(注2)「その他の費用・手数料」については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を示すことができません。

※購入時手数料について、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。

※運用管理費用の信託財産からの支払いは、毎計算期末または信託終了時に行なわれます。

※手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

|                        |                                                                                                                                                               |
|------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購入単位                   | 最低単位を 1 円単位または 1 口単位として販売会社が定める単位                                                                                                                             |
| 購入価額                   | 購入申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                    |
| 購入代金                   | 販売会社が定める期日までにお支払い下さい。                                                                                                                                         |
| 換金単位                   | 販売会社が定める単位                                                                                                                                                    |
| 換金価額                   | 換金申込受付日の翌営業日の基準価額（1 万円当たり）                                                                                                                                    |
| 換金代金                   | 原則として換金申込受付日から起算して 5 営業日目からお支払いします。                                                                                                                           |
| 申込受付中止日                | モントリオール取引所のカナダ国債先物取引の休業日<br>（注）申込受付中止日は、販売会社または委託会社にお問合わせ下さい。                                                                                                 |
| 申込締切時間                 | 原則として、午後 3 時 30 分まで（販売会社所定の事務手続きが完了したもの）<br>なお、販売会社によっては異なる場合がありますので、くわしくは販売会社にお問合わせ下さい。                                                                      |
| 換金制限                   | 信託財産の資金管理を円滑に行なうために大口の換金申込には制限があります。                                                                                                                          |
| 購入・換金申込受付<br>の中止および取消し | 金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、換金の申込みの受け付けを中止することがあります。                                                                                          |
| 繰上償還                   | 次のいずれかの場合には、委託会社は、事前に受益者の意向を確認し、受託会社と合意のうえ、信託契約を解約し、信託を終了させること（繰上償還）ができます。<br>・受益権の口数が 30 億口を下ることとなった場合<br>・信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき<br>・やむを得ない事情が発生したとき |
| 収益分配                   | 年 12 回、収益分配方針に基づいて収益の分配を行ないます。<br>（注）当ファンドには、「分配金再投資コース」と「分配金支払いコース」があります。なお、お取扱い可能なコースおよびコース名については異なる場合がありますので、販売会社にお問合わせ下さい。                                |
| 課税関係                   | 課税上は株式投資信託として取扱われます。配当控除、益金不算入制度の適用はありません。<br>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合に NISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。<br>当ファンドは、NISA の対象ではありません。<br>※税法が改正された場合等には変更される場合があります。 |

## 《収益分配金に関する留意事項》

- ◆ 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

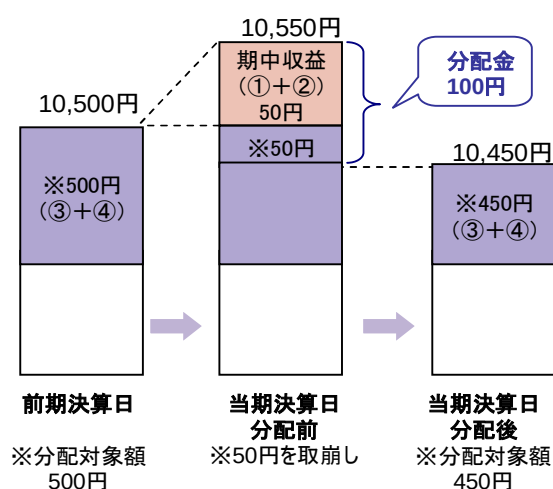
投資信託で分配金が支払われるイメージ



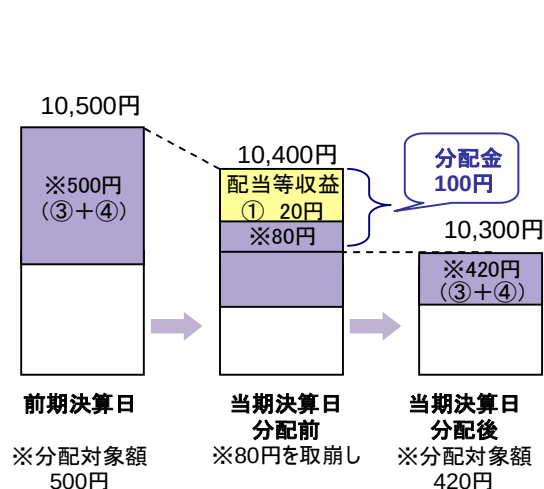
- ◆ 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

### 計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

#### 前期決算日から基準価額が上昇した場合



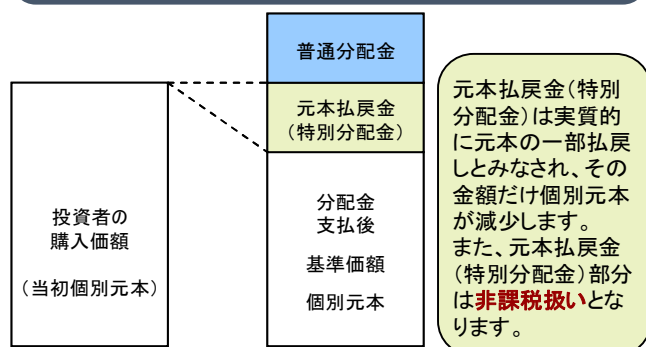
#### 前期決算日から基準価額が下落した場合



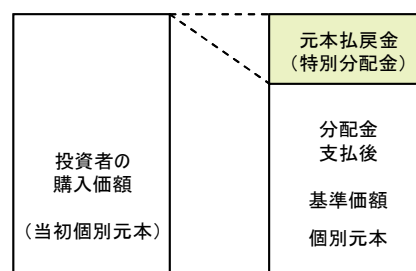
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

- ◆ 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

#### 分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



#### 分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の(特別分配金)額だけ減少します。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。



## 《当資料のお取り扱いにおけるご注意》

- 当資料は、ファンドの状況や関連する情報等をお知らせするために大和アセットマネジメントにより作成されたものです。
- 当ファンドのお申込みにあたっては、販売会社よりお渡しする「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を必ずご確認ください。
- 投資信託は、値動きのある有価証券等に投資しますので、基準価額は大きく変動します。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではありません。信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者に帰属します。投資信託は預貯金とは異なります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。証券会社以外でご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。
- 当資料は、信頼できると考えられる情報源から作成していますが、その正確性・完全性を保証するものではありません。運用実績などの記載内容は過去の実績であり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。また、税金、手数料等を考慮していませんので、投資者のみなさまの実質的な投資成果を示すものではありません。
- 当資料の中で記載されている内容、数値、図表、意見等は資料作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。
- 分配金は、収益分配方針に基づいて委託会社が決定します。あらかじめ一定の額の分配をお約束するものではありません。分配金が支払われない場合もあります。

販売会社等についてのお問い合わせ

▶ **大和アセットマネジメント** フリーダイヤル 0120-106212（営業日の9:00～17:00）

当社ホームページ

▶ <https://www.daiwa-am.co.jp/>

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）             |        | 登録番号            | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------------------|--------|-----------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                            |        |                 | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商品<br>取引業協会 |
| 株式会社あいち銀行                                  | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第12号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社あおぞら銀行                                 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第8号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社青森みちのく銀行                               | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第1号   | ○       |                         |                         |                            |
| 朝日信用金庫                                     | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第143号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社イオン銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社)   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第633号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社池田泉州銀行                                 | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第6号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社岩手銀行                                   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第3号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>株式会社SBI証券)   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社SBI新生銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>マネックス証券株式会社) | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第10号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社愛媛銀行                                   | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第6号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社大垣共立銀行                                 | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第3号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 岡崎信用金庫                                     | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第30号  | ○       |                         |                         |                            |
| おかやま信用金庫                                   | 登録金融機関 | 中国財務局長(登金)第19号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社沖縄海邦銀行                                 | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第3号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社沖縄銀行                                   | 登録金融機関 | 沖縄総合事務局長(登金)第1号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社香川銀行                                   | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第7号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社鹿児島銀行                                  | 登録金融機関 | 九州財務局長(登金)第2号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社関西みらい銀行                                | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第7号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社北日本銀行                                  | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第14号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社紀陽銀行                                   | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第8号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社京都銀行                                   | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社京都銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>京銀証券株式会社)       | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第10号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社きらぼし銀行                                 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第53号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社きらやか銀行                                 | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第15号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社群馬銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第46号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社京葉銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第56号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社高知銀行                                   | 登録金融機関 | 四国財務局長(登金)第8号   | ○       |                         |                         |                            |
| 埼玉縣信用金庫                                    | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第202号 | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社埼玉りそな銀行                                | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第593号 | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社三十三銀行                                  | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第16号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社滋賀銀行                                   | 登録金融機関 | 近畿財務局長(登金)第11号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社清水銀行                                   | 登録金融機関 | 東海財務局長(登金)第6号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社常陽銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第45号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 全国信用協同組合連合会                                | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第300号 |         |                         |                         |                            |
| 株式会社仙台銀行                                   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第16号  | ○       |                         |                         |                            |
| ソニー銀行株式会社                                  | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第578号 | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 株式会社大光銀行                                   | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第61号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社第四北越銀行                                 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第47号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社大東銀行                                   | 登録金融機関 | 東北財務局長(登金)第17号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社筑邦銀行                                   | 登録金融機関 | 福岡財務支局長(登金)第5号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社千葉興業銀行                                 | 登録金融機関 | 関東財務局長(登金)第40号  | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

ダイワ高格付カナダドル債オープン（毎月分配型）

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名）                       |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|------------------------------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                                      |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 株式会社東邦銀行                                             | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社東和銀行                                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第60号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社徳島大正銀行                                           | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第10号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社栃木銀行                                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第57号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社鳥取銀行                                             | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第3号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社トマト銀行                                            | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第11号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社富山第一銀行                                           | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社長野銀行                                             | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第63号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社名古屋銀行                                            | 登録金融機関   | 東海財務局長(登金)第19号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社南都銀行                                             | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第15号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社八十二銀行                                            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第49号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社八十二銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>八十二証券株式会社)               | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第49号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社肥後銀行                                             | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第3号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社百十四銀行                                            | 登録金融機関   | 四国財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 広島信用金庫                                               | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第44号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社広島銀行                                             | 登録金融機関   | 中国財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社福島銀行                                             | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第18号   | ○       |                         |                         |                            |
| PayPay銀行株式会社                                         | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第624号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社豊和銀行                                             | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社北陸銀行                                             | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第3号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社北國銀行                                             | 登録金融機関   | 北陸財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社みずほ銀行                                            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第6号    | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| みずほ信託銀行株式会社                                          | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第34号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 三井住友信託銀行株式会社                                         | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第649号  | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 株式会社三菱UFJ銀行                                          | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 株式会社三菱UFJ銀行<br>(委託金融商品取引業者<br>三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第5号    | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| 三菱UFJ信託銀行株式会社                                        | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第33号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 株式会社みなと銀行                                            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第22号   | ○       | ○                       |                         |                            |
| 株式会社南日本銀行                                            | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第8号    | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社宮崎太陽銀行                                           | 登録金融機関   | 九州財務局長(登金)第10号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社武蔵野銀行                                            | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第38号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社山形銀行                                             | 登録金融機関   | 東北財務局長(登金)第12号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社山梨中央銀行                                           | 登録金融機関   | 関東財務局長(登金)第41号   | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社りそな銀行                                            | 登録金融機関   | 近畿財務局長(登金)第3号    | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| アイザワ証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3283号 | ○       |                         | ○                       | ○                          |
| あかつき証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第67号   | ○       | ○                       | ○                       |                            |
| 池田泉州TT証券株式会社                                         | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第370号  | ○       |                         |                         |                            |
| 株式会社SBI証券                                            | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第44号   | ○       | ○                       |                         | ○                          |
| OKB証券株式会社                                            | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第191号  | ○       |                         |                         |                            |
| 岡三証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第53号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| おきぎん証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 沖縄総合事務局長(金商)第1号  | ○       |                         |                         |                            |
| 九州FG証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 九州財務局長(金商)第18号   | ○       |                         |                         |                            |
| 京銀証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第392号  | ○       |                         |                         |                            |
| 極東証券株式会社                                             | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第65号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| ぐんぎん証券株式会社                                           | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2938号 | ○       |                         |                         |                            |

上記の販売会社は今後変更となる場合があります。また、販売会社によって、新規のご購入の取扱いを行っていない場合や、お申込み方法・条件等が異なります。くわしくは、販売会社にお問合わせ下さい。

| 販売会社名（業態別、50音順）<br>（金融商品取引業者名） |          | 登録番号             | 加入協会    |                         |                         |                            |
|--------------------------------|----------|------------------|---------|-------------------------|-------------------------|----------------------------|
|                                |          |                  | 日本証券業協会 | 一般社団法人<br>金融先物<br>取引業協会 | 一般社団法人<br>日本投資<br>顧問業協会 | 一般社団法人<br>第二種金融商<br>品取引業協会 |
| 寿証券株式会社                        | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第7号    | ○       |                         |                         |                            |
| 荘内証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第1号    | ○       |                         |                         |                            |
| 大和証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第108号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 東海東京証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第140号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| とうほう証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 東北財務局長(金商)第36号   | ○       |                         |                         |                            |
| 内藤証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第24号   | ○       |                         |                         | ○                          |
| 中原証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第126号  | ○       |                         |                         |                            |
| 南都まほろば証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 近畿財務局長(金商)第25号   | ○       |                         |                         |                            |
| 八十二証券株式会社                      | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第21号   | ○       |                         | ○                       |                            |
| ひろぎん証券株式会社                     | 金融商品取引業者 | 中国財務局長(金商)第20号   | ○       |                         |                         |                            |
| 北洋証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 北海道財務局長(金商)第1号   | ○       |                         |                         |                            |
| 松井証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第164号  | ○       | ○                       |                         |                            |
| 松阪証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 東海財務局長(金商)第19号   | ○       |                         |                         |                            |
| マネックス証券株式会社                    | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第165号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJ eスマート証券株式会社              | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第61号   | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社          | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第2336号 | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |
| 水戸証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第181号  | ○       |                         | ○                       |                            |
| moomoo証券株式会社                   | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第3335号 | ○       |                         | ○                       |                            |
| 楽天証券株式会社                       | 金融商品取引業者 | 関東財務局長(金商)第195号  | ○       | ○                       | ○                       | ○                          |